○ 地環経 済 温境産 温暖化対策の推送場 省令第二号

球 対策の推 進に関する法 律 \mathcal{O} 一部を改正する法律 (平成二十年 法 律 第 号)

の施行に伴

割 当量 座 簿 \mathcal{O} 運 営等に関する省令の一 部を改正する省令を次のように定める。

平 成二十年六月十三日

経済 産業大臣 甘利 明

環境大臣 鴨下 郎

割当量 口座簿の運営等に関する省令の一部を改正する省令

割当 量 П 座 簿 \mathcal{O} 運営等に関する省令 (平成十九年程済産業省 令第一号) の 一 部を次のように改正する。

第五 条第二項を次のように改める。

2 前 項 \mathcal{O} 申 請 書には、 次に 掲げる書 類を添付し なけ れば ならない。

申請 を行う口 座 名 義 人 \mathcal{O} 登 記 事 項 証 明 書 及 び 印 鑑 証 明 書

京都 議 定 書第十二 一条 3 (b) に規・ 定 す る認 証 され た排 出 削 減 量 一のうち 植 林 事 業に係る認 証 され た排 出 削 減

量 一に関する国 |際的な決定に基づくものの 玉 \mathcal{O} 管 理 \Box 座 \sim 0 償却を目的とする振替の申請を行う場合にあ

0 ては、 申請を行う口 座 L名義. 人が **当** 一該申請に係 る京都道 議 定書第十二条3(b) に規定する認証された排 出削

減 量 上同 量 \mathcal{O} 算定割当量 を国 の管 理 \Box 座 に移転する旨を記載した書 面

第六条を次のように改める。

申 請による算定割当量の 振替を行わない場合)

第六条 法第三十四条第四項及び第五項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 環境省令 経済 産業省令で定める場合は、 次に掲げる場合とする。

事 務局 か 5 特定 認 証 排 出 削 減 量 に 係 る森林の 滅失等に伴う措置 を求 小める通. 知 が あっ た場合における当

該 通 知 に係 る 特定7 認 証 排 出 削 減 量 \mathcal{O} 振 替 の申 請 (法第三十四条第三項第三号ハに掲げる目的で行 わ れ る

t 0 を除く。)である場合

令第八条に規定する算定割当量についての処分の制限に関する事項の記録がある算定割当量の振替の

申 請である場合

第七 之 条 の次に次の三条を加える。

特 定認 証 排 出 削 減 量

第七条の二 法第三十四条の二第一項の環境省令・経済産業省令で定める京都議定書第十二条36に規定す

る認 証 言され た排 出削 減 量 は、 植 林 事 業に係る認証され た排 出削, 減 量 に関する国際的な決定に規定する失効

するまでの期間が長い認証された排出削減量とする。

(環境大臣及び経済産業大臣による通知)

第七条の三 環境大臣及び経済産業大臣は、 事務局から特定認証排出削減量に係る森林の滅失等に伴う措置

を求 める通 知が あっ た場合において、 当該 通 知に係る る特定認証排 出 削 減 量を保有する口 座 名義・ 人が二以上

ある場合には、 それぞれ . (T) \Box 座 名義 人が保 有 する特定 認 証 排出 削 減 量 $\overline{\mathcal{O}}$ 割合に応じて算定 割当量 0) 玉 0) 管

理口座への移転を求める旨の通知をするものとする。

、法第三十四条の二第二項 の義務 の履行に用いることができない算定割当量)

第七条の四 法第三十四条の二第一項の環境省令・経済産業省令で定める算定割当量は、 次に掲げるものと

する。

京都 議定書第十二条36に規定する認 証 され た排 出 削 減 量 のうち植 .林事業に に係る認可 証 され た排 出 削 減

量に . 関 する 玉 **|際的** な決定に規定する失効するまで \mathcal{O} 期 間 が 短 1 認 証 され た排 出 削 減 量 で あ る

特定認 証 班出削; 減量に係る森林の滅失等に伴う措置を求める事務局からの通知に係る特定認証排 出削

減量に係る植林事業以外の植林事業から生ずる特定認証排出削減量

第十五条中「国際的な決定」を「割当量の計算方法に関する国際的な決定」に改める。

様式第三を次のように改める。

収入印紙 (消印しては) ならない

算定割当量の振替申請書

年 月 日

> 申請者 住所 名称及び代表者の氏名 印

地球温暖化対策の推進に関する法律第三十四条第二項の規定により、算定割当量の振替について、次のとおり申請します。

振替元		
	口座番号	
	(ふりがな)	
	口座名義人の名称	
振替先	七口座	
	7座番号	
	(ふりがな)	
	口座名義人の名称※1	
偱	[⋕] 考※ 2	

- ※1 京都議定書の他の締約国(以下「他の締約国」という。)に存在する口座への算定割当量の 振替を申請する場合には、当該他の締約国名を記入すること。
- ※2 国の管理口座への移転を行う場合には、取消し(割当量の計算方法に関する国際的な決定に基づき、算定割当量を京都議定書第三条に基づく約束の履行に用いることができない状態にすることをいう。)を目的とする移転、償却(割当量の計算方法に関する国際的な決定に基づき、国が算定割当量を京都議定書第三条に基づく約束の履行に用いることをいう。)を目的とする移転又は法第三十四条第三項第三号ハに規定する目的で行う移転の別を備考欄に記入すること。なお、無償で国の管理口座に算定割当量を移転する場合には、その旨も併記すること。

振替に係る	算定割当量の種	別ごとの数量及び識別番号
算定割当量	数量	識別番号
の種別※	(t-CO2)	
		: ~ :
		~
		~
		~
		~
		~
		~
		· ~
	_	~
		~ -

※算定割当量の種別欄には、AAU(地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「法」という。) 第二条第六項第一号に規定する割当量をいう。)、RMU(法第二条第六項第二号又は第五号に 規定する割当量をいう。)、ERU(法第二条第六項第三号に規定する排出削減単位をいう。) 、tCER(京都議定書第十二条3(b)に規定する認証された排出削減量のうち植林事業に係る認 証された排出削減量に関する国際的な決定に規定する失効するまでの期間が短い認証された排出削減量をいう。)、ICER(法第三十四条の二第一項に規定する特定認証排出削減量をいう。)又は CER(法第二条第六項第四号に規定する認証された排出削減量のうち、tCER 及び ICER 以外のものをいう。)の別を記入すること。

備考 申請書の用紙の大きさは日本工業規格 A4 とすること。

緑式第四から緑式第八まで中「tCER(法第二条第六項第四号に規定する認証された排出削減量のうち、

新規植林又は再植林事業に関する国際的な決定に基づき Temporary CER とされた排出削減量をいう。)」や 「tCER(京都議定書第十二条3(b)に規定する認証された排出削減量のうち植林事業に係る認証された排出

削減量に関する国際的な決定に規定する失効するまでの期間が短い認証された排出削減量をいう。)」以て

項に規定する特定認証排出削減量をいう。)」に改める。 る国際的な決定に基づき Long-term CER とされた排出削減量をいう。)」や「ICER (法第三十四条の二 「ICER(法第二条第六項第四号に規定する認証された排出削減量のうち、 新規植林又は再植林事業に関す 徭

附 則

この省令は、公布の日から施行する。